



年末年始の 地域安全活動

平成 27 年も残すところあとわずかになり、何かと気ぜわしい時期になりました。

岐阜県警察としてこの 1 年『安全で安心して暮らせる「清流の国ぎふ」づくり』を重点目標に活動を進めてまいりましたが、本年の締めくくりとして

○交通死亡事故の抑止活動

※飲酒運転・交差点での一時不停

止など事故に直結する違反の取締り

※高齢者の交通死亡事故抑止対策

○街頭犯罪の未然防止活動

※幹線道路沿い・アパート駐車場における車上狙い・部品盗の未然防止に重点をおき、警戒・パトロールに努めてまいります。

この 1 年「地域の安全は、地域で守る」を心掛けていただき、安八町では交通事故・刑法犯罪とも若干減少しました。

来年は更なる交通事故・刑法犯罪の減少のため、地域の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

自転車の 交通事故防止！

大垣警察署管内では、自転車運転者による交通事故が多発しています。自転車は、車両とみなされ道路交通法に従う義務があります。

自転車で危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務に！

信号無視や一時不停止など、特定の「危険行為」を過去 3 年以内に 2 回以上繰り返すと「自転車運転者講習」を受けなければいけません。



野焼きは禁止！?

この時期、たき火・落ち葉たき、正月のしめ縄・門松などを焼く左義長といった野外での廃棄物の焼却、つまり「野焼き」をされる機会が多くなります。田や畑をお持ちの方はわらや刈草の焼却を今年も実施されたのではないのでしょうか。

ところで「野焼き」って、本当に実施していいの？法律で禁止されていないの？と疑問に思ったことはありませんか？野焼きは原則禁止ですが、例外として禁止されていない廃棄物の焼却もあります。しかし、

禁止されていないから焼却してもよいという訳ではありません。

例外として禁止されていない廃棄物の焼却

- ・たき火・落ち葉たきなどの廃棄物の焼却
- ・自宅庭の剪定した枝など少量の廃棄物の焼却
- ・わら焼き、焼き畑、刈草焼きなどの農業等で営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物焼却
- ・正月のしめ縄・門松等をたく行事、塔婆の供養焼却などの、風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

これらの焼却行為は禁止されていません。ですが……

○こんな経験はありませんか？

自宅付近で野焼きされて、家の中に煙が入ってきたり、洗濯物に煙の臭いがついてしまったり嫌な思いをした。道路を通行中、煙で前が見えず、危険な思いをした。逆に、野焼きをしていたら、誰かの通報で消防車やパトカーが来てしまったという経験はありませんか？

実は今年は天候にも恵まれ田んぼや畑等で野焼きをされる方が増えたため、このような近所の方や通行者からの通報により、火災にならないように警戒する目的での出動が、大変多くなりました。大垣消防組合管内では 10 月だけで 20 件もの出動がありました。

○野外焼却で禁止規定の例外となっても罰則の対象になる場合があります。

実は野外焼却で禁止規定の例外となっても罰則の対象になる場合があります。産業廃棄物処理法では、「生活環境上の支障がある場合は、措置命令の対象となることもある。」となっています。生活環境上の支障がある場合とは、焼却臭や煤塵で苦情がでる場合です。

どんなに周囲に気を配り対策を講じて野焼きをしても、100 パーセント 苦情が出ないよう行うことは困難です。そのため、野焼きは絶対に行わないでください。